

住宅用高効率給湯器設置補助金を交付します

▶対象

- ・市内に自己の居住を主たる目的として所有している住宅に、未使用の補助対象給湯器を設置した方
- ・補助対象給湯器の保証書に記載されている購入年月日が、平成26年4月1日以降の給湯器を設置した方
- ・市税の滞納がない方
- ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
- ・行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方

▶補助対象給湯器および金額

- ・【ガスエンジン給湯機(エコウィル)】1台につき20,000円
- ・【燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)】1台につき50,000円

▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(火)～平成27年3月10日(火)に直接同課へ提出してください。

▶その他 予算の範囲内での補助となりますので、予算額(170万円)に達した場合は受付期間中でも終了します。なお、補助金の申請状況は市ホームページに公開します(週1回程度更新)。

▶問い合わせ 同課環境政策担当 ☎556-9530

住宅用太陽光発電システム設置補助金を交付します

▶対象

- ・自らが居住する市内の住宅に電力を供給する目的で、1キロワット以上の発電システムを設置する方
- ・市税の滞納がない方
- ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
- ・行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方

▶補助金額 1件につき80,000円

▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(火)～平成27年2月27日(金)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着工している太陽光発電システムは補助対象外となりますので、着工前に申請をしてください。

▶その他 予算の範囲内での補助となりますので、補助予定数の250件(先着順)に達した場合は受付期間中でも終了します。なお、補助金の申請状況は市ホームページに公開します(週1回程度更新)。

▶問い合わせ 同課環境政策担当 ☎556-9530



電気自動車用の急速充電器を設置しました

行田エコタウンの創出の一環として電気自動車の普及促進を図るため、市では電気自動車を購入した他、急速充電器を市役所敷地内に設置しました。急速充電器は市民の皆さんも利用できます。急速充電器を利用するには、初めに簡単な登録をしていただきます。



▶利用時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時

※祝日および12月29日から1月3日までを除く

▶問い合わせ 財政課管財担当(内線325・327)

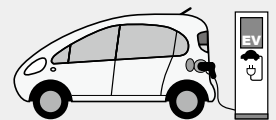


市民の皆さんも急速充電器を利用できます

電気自動車等導入補助金を交付します

▶対象

- ・市税の滞納がない、市民の方・市内に本社、支社または事業所を有する事業者



▶補助対象となる自動車の要件

- ・新車の電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車であること
- ・使用の本拠の位置が市内にあること
- ・リースによる導入でないこと

▶補助金額 1台につき100,000円

▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(火)～平成27年2月27日(金)に直接同課へ提出してください。なお、契約済みの電気自動車などは補助対象外となりますので、契約の前に申請をしてください。

▶その他 予算の範囲内での補助となりますので、予算額(150万円)に達した場合は受付期間中でも終了します。なお、補助金の申請状況は市ホームページに公開します(週1回程度更新)。

▶問い合わせ 同課環境政策担当 ☎556-9530

行田市・鴻巣市・北本市による ごみ処理広域化について

市の可燃ごみは、行田市と鴻巣市で構成する「彩北広域清掃組合」の小針クリーンセンターで焼却処理していますが、施設の老朽化が進んでいるため、行田市・鴻巣市・北本市ごみ処理広域化協議会で協議を重ね、同組合の規約を変更し、北本市を加えた3市で新ごみ処理施設を整備することにしました。

同組合の規約変更については、平成25年12月定例市議会の議決および平成26年1月の県知事の許可を得て、同組合の名称を「鴻巣行田北本環境資源組合」に変更し、現在のごみ焼却施設の管理運営および新ごみ処理施設の建設に関する事務を共同して処理することにしました。

新ごみ処理施設については、鴻巣市および北本市と共に、環境負荷が小さくリサイクルを推進する、安心安全な施設にしたいと考えています。

○組合の分室の設置

4月から、新ごみ処理施設の建設に関する事務を推進するため、鴻巣市立教育支援センター内(川里ふるさと館内)に分室(計画建設課)を設置しました。

○新ごみ処理施設の建設場所

建設場所については鴻巣市内とし、候補地を選定中です。

○新ごみ処理施設の稼働時期

おおむね10年後の稼働を目標としています。

○新ごみ処理施設の内容

ごみ焼却施設、発電設備および粗大ごみ処理施設などについて調査・研究します。

○新施設が稼働するまでのごみ処理

新施設が稼働(おおむね10年後)するまでは、これまでどおり小針クリーンセンターで市と旧吹上町のごみを処理します。

▶問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530

第2次行田市環境基本計画を 策定しました

2月18日、行田市環境審議会から第2次行田市環境基本計画に関する答申が市に提出されました。この答申を受け、本市の環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である「第2次行田市環境基本計画」を策定しました。

望ましい環境像

人々の生活と豊かな自然が共生できる
環境にやさしいうるおいのあるまち

▶**計画期間** 平成26年度から35年度までの10年間

▶**計画の推進主体** 市民(市民団体)、市内に事業所を持つ事業者、行田市

▶**対象範囲** 環境に関係する全ての要素(生活環境、自然環境、地球環境、啓発活動)

▶4つの基本目標

- ・環境負荷の低減による循環型社会の形成
- ・先人から受け継いだ自然環境の保全
- ・省エネ、創エネによるエコタウンの創出
- ・環境意識の向上と環境配慮活動の推進

▶**実行計画** 基本計画の実効性をより確実にするために、重点的施策に関する実施スケジュールや計画の進捗状況・目標達成状況を評価するための数値目標などを定めています。

▶**閲覧場所** 4月7日(月)から市政情報コーナー、南河原支所、各公民館
※市ホームページでも閲覧できます。

▶**問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556-9530



答申書を提出する白井裕泰会長

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530
【FAX】553-0792

さしあげます

▷3WAYスピーカー ▷犬小屋 ▷エレクトーン

やぶってください

▷電動ポータブルミシン ▷大人用自転車 ▷大人用自転車(折り畳み式) ▷ソファベッド ▷電動彫刻機 ▷大人用自転車(自転車用チャイルドシート付き) ▷ちゃぶ台 ▷小型冷蔵庫 ▷空気清浄機 ▷リクライニングチェア ▷麺板 ▷ダイニングセット ▷パイプ椅子 ▷石油ファンヒーター ▷プロパン用ガスレンジ ▷液晶テレビ ▷石油ストーブ

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。登録品は無料で登録期間は3カ月です。なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。